

青森大学ゼミナール研修旅行の 手続き及び旅費支給細則

(目的)

第1条 この細則は、青森大学の教員が学生の正規の専門及び一般教養ゼミナール研修旅行において、研究指導を行うために出張するときの手続き及び出張旅費の支給についての基準を定めることを目的とする。

(回数及び日数)

第2条 旅費の申請は、1ゼミナールについて年1回とし、旅行日数は原則として次の通りとする。

学 年	日 数
1 年	日帰り
2、3年	1泊2日
4 年	2泊3日

(申請及び報告書)

第3条 ゼミナール旅行のために出張する場合は、出発の2週間前に別紙様式によるゼミナール研修旅行計算書を事務局長を経て学長に提出しなければならない。

2. 帰学後、出張者は直ちに報告書（復命書）を事務局長を経て学長に提出しなければならない。

(旅費及び宿泊費)

第4条 旅費及び宿泊費は、学校法人青森山田学園教職員等の旅費に関する規程により支給する。

(企画指導)

第5条 担当教員は、学生の企画段階より適切な指導を行い経費支出については、学生の負担の過重にならないように留意しなければならない。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。